

「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」開催要綱

1 開催の趣旨等

- 医療等分野における番号制度の活用等については、社会保障分野サブワーキンググループ及び医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会の合同開催により、平成 24 年9月に「医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備のあり方に関する報告書」がとりまとめられた。この中で、「特に医療等ID(仮称)と医療等中継DB(仮称)は、関係者と調整しつつ、詳細な仕組みや利用場面を、具体的なわかりやすい形で提示し、その必要性を含め検討する必要がある。」とされたところ。
- 一方で、社会保障・税番号制度については、平成 25 年5月に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)が成立し、現在、施行に向けて制度の詳細設計が行われている。
- こうした状況を踏まえ、今般、社会保障・税番号制度の具体的な制度設計等を踏まえつつ、医療等分野における番号の必要性や具体的な利用場面等について検討を行う。

2 検討事項

- ・ 医療等分野における番号の具体的な利用場面
- ・ 当該番号を活用した情報連携基盤
- ・ 当該基盤に係る技術検証並びに費用及び効果 等

3 研究会の位置づけ等

政策統括官（社会保障担当）による研究会

（研究会の庶務は、関係各局・各課の協力を得て政策統括官（社会保障）付情報政策担当参事官室で行う。）

4 研究会の構成員

別紙のとおり